

もしもの時の助け合い 交通災害共済に加入(更新)を

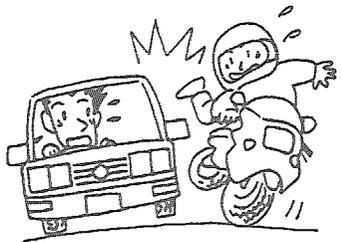
新潟県内では、昨年235人の方が交通事故で尊い命を失っています。車社会の世の中で、いくら安全運転に心掛けていても、避けられない事故に巻き込まれてしまうことがあり、私たちのまわりには常に危険が待ち受けています。

に備えて、新潟県内全市町村が共同で運営する助け合い制度です。

現在、当町の加入者は、7,601人、加入率は67.6%です。平成13年度の共済見舞金の請求件数は32件で、受給額294万円となりました。

交通災害共済は、もしもの時

平成15年度交通災害共済加入



申込書を2月中に全世帯に配布します。家族みんなで加入の更
新・新規加入をされますようお願いいたします。

共済見舞金は

加入者またはその遺族の請求に基づき、共済見舞金等級表の等級に応じて支給します。

共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	120万円
2	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で、常に他人の介護を要するもの	120万円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	70万円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上	20万円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上	17万円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上	14万円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上	12万円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上	10万円
9	入院通院の実治療日数27日以上	7万円
10	入院通院の実治療日数13日以上	5万円
11	入院通院の実治療日数7日以上	3万円

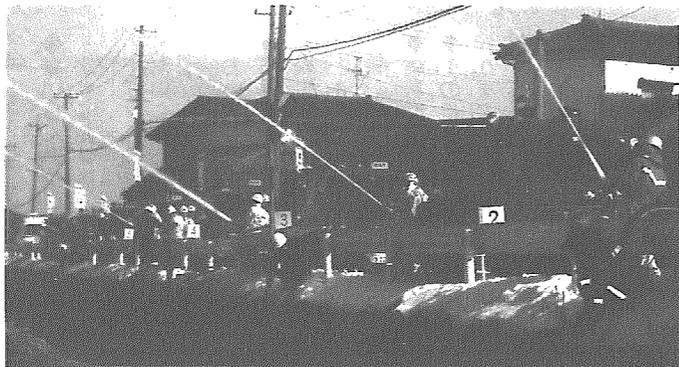
消防パレードと放水訓練 勇ましく消防出初式

1月12日、亀田町消防署横越町分署で消防出初式が行われ、各分団の団員、消防署員など約50名が参加しました。

はじめに浅見町長から「災害・災難は忘れた頃にやってくる。住民の生命・財産を守る崇高な使命のもと、健康に留意しながら職務に専念して下さい」、田村団長から「今年も災害のない町を目指し、心を引き締めて一致団結して災害に立ち向かってもらいたい」と訓示がありました。続いて、町議会議

長や南警察署副署長、各地区代表区長たちが見守る中、団員たちは10台の消防ポンプ車や救急車などに乗り込んでパレードに出発。約1時間半かけて町内全域で火の用心などを呼びかけました。

その後、中学校近くの阿賀用水路で放水訓練を実施。サイレンを合図に、消防署員・団員たちはきびきびと放水の準備を進め、一斉に勢いよく放たれた大きな水のアーチに、地域の人は歓声をあげていました。



今年1年間の幸せを願い

各地で小正月行事「かぶさ神」

1月12日、小正月行事である「さいの神」が、二本木地区のJA亀田郷みなみ旧西部支所で行われました。

当日の朝、住民の方々によって、竹やわらなどを使って高さ約8mのさいの神が組み立てられました。

子どもやお年寄り、家族連れなどたくさんの方が見守る

横越町標準小作料及び参考小作料の改定

標準小作料及び参考小作料が下記のとおり改訂されました。農業委員会が定めた標準小作料は一定の目安ですので、貸し手・借り手の話し合いで小作料を決めて下さい。

○標準小作料(10アール当たり)

農地の区分	区 域	標準小作料	
田の部	第1地区	焼山の旧河川を除く横越町内全区域	40,000円
	第2地区	焼山の旧河川	33,000円
畑の部	全 域	横越町全区域	11,000円

※上記、田の標準小作料については、土地改良区費を貸主負担とし、土地改良区費が加算されています。

○標準小作料(10アール当たり)

農地の区分	区 域	参考小作料	
転作田	全 域	横越町全区域	0円

※ただし、作付作物によっては、両方で話し合いにより決定する。

- 適用開始時期 平成15年1月1日
- 問い合わせ 横越町農業委員会事務局 ☎385-2111

- ◆加入できる人 横越町に居住している方、並びにそのご家族と生計を一緒にしている家族で、県外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。ただし、家族であっても、県外に就職し、独立して生計を維持している人は除きます。
- ◆年会費 500円(途中加入でも同額)
- ◆加入手続き 1人当たり500円を添えて、区長・隣組長へお申し込み下さい。

若者も恩恵を受けている「公的年金制度」

公的年金は、「年をとったとき初めて関わりがあるもの」と考えられがちですが、実は、若い人にも関わりが深いものなのです。

自分の老後の保障となるのももちろんですが、それ以前に自分の親の老後を心配せずに安心して生活できるのも、社会全体で支え合う「世代間扶養」の仕組みで成り立つ公的年金制度があり、親が年金を受給しているからなのです。保険料の未納者や自分には関係ないと思っている人も、親や祖父母は年金を受給しているのではないのでしょうか。未加入者・未納者も含め、現役世代全体が公的年金の恩恵を受けているといえるのです。

また、不幸にも一家の働き手を失ってしまったときには遺族年金が、さらに事故や病気で障害が残ったときには、若い人にも障害年金が支給されます。このように公的年金は決して若い人たちにとって無縁のものではないばかりか、安定した生活を保障し、リスク管理の大きな要素として、深い関わりのある制度なのです。

- ◆共済期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- ◆見舞金の対象となる交通災害 道路上における自動車など交通に伴う人身事故で実治療7日以上
- ◆請求期間 事故発生から1年以内
- ※詳しくは、配布されますリーフレットをご覧ください。町民生活課にご相談下さい。 ☎385-2111
- ◆国民年金についての問い合わせ 町民生活課

